

木更津基署発0920第1号
令和元年9月20日

一般社団法人君津労働基準協会
会長 平井 秀幸 殿

木更津労働基準監督署長



台風15号の復旧作業における労働災害防止の徹底について（お願い）

平素から労働災害防止対策の推進につきまして、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、今月9日早朝に千葉市に上陸した台風15号は、千葉県全域に建物の損壊、電柱の倒壊、
樹木の倒壊、道路の冠水など多大なる被害をもたらしました。

このため、今後、膨大な復旧作業が発生することが想定され、非定常作業である復旧作業にお
ける労働災害防止対策の徹底が求められるところです。

つきましては、貴団体の会員に、下記事項の徹底について注意喚起いただきますよう、お願い
申し上げます。

記

- 1 労働者に工場、店舗、事務所等の復旧作業を行わせる場合は、事前の打ち合わせを十分行い、
リスクアセスメント（危険源の洗出し等）、危険予知活動（KY活動）の実施を徹底すること。
また、復旧作業中に打ち合わせにない状況が生じた場合は、作業を中断して改めて作業方法
を検討し、リスクアセスメント等を実施した上で作業を再開すること。
- 2 復旧作業は原則として複数で行わせることとし、単独作業を行わせる場合も、責任者の定期的
な巡回等により、安全確保状況を確認すること。
- 3 残暑が続いていることから熱中症予防対策を講じること。
- 4 過去の台風の復旧作業では、屋根の補修等高所作業において重篤な災害が多発しているこ
とから、特に高所における墜落・転落防止対策及びスレート屋根等の踏抜き対策（作業床、手
すり、歩み板、親綱の設置、はしごの固定、墜落制止用器具（安全帯）の使用、保護帽の着用
等）に万全を期すこと。

【 問い合わせ先 】

木更津労働基準監督署安全衛生課 上田・上村
電話：0438-22-6165